

二 併設型身体障害者デイサービス支援費(Ⅲ)

- (1) 所要時間 4 時間未満の場合
 - (一) 区分 1 870円
 - (二) 区分 2 670円
 - (三) 区分 3 460円
- (2) 所要時間 4 時間以上 6 時間未満の場合
 - (一) 区分 1 1,450円
 - (二) 区分 2 1,110円
 - (三) 区分 3 770円
- (3) 所要時間 6 時間以上の場合
 - (一) 区分 1 1,890円
 - (二) 区分 2 1,440円
 - (三) 区分 3 1,000円

注 1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市又は同法第252条の22第1項の中核市においては、市長)に届け出た指定デイサービス事業所(指定居宅支援等基準第46条第1項に規定する指定デイサービス事業所をいう。又は基準該当デイサービス事業所(指定居宅支援等基準第60条第1項に規定する基準該当デイサービス事業所をいう。)(注2及び注4において「指定デイサービス事業所等」という。))において、指定デイサービス(指定居宅支援等基準第45条に規定する指定デイサービスをいう。又は基準該当デイサービス(指定居宅支援等基準第60条第1項に規定する基準該当デイサービスをいう。)(以下この注において「指定デイサービス等」という。))を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分に従い、利用者の障害の程度に応じて別に厚生労働大臣が定める区分に応じて、現に要した時間ではなく、デイサービス計画に位置付けられた内容の指定デイサービス等を行うのに要する標準的な時間でそれぞれ所定額を算定する。

- 2 イ及びハについては、利用者に対して食事の提供を行う体制を確保している指定デイサービス事業所等においてデイサービス計画上食事の提供を行うこととなっている利用者について、1日につき420円を所定額に加算する。
- 3 イ及びハについては、利用者に対して入浴介助を行った場合は、1日につき410円を所定額に加算する。
- 4 利用者に対して、その居宅と指定デイサービス事業所等との間の送迎を行った場合は、片道につき550円を所定額に加算する。
- 5 利用者が身体障害者短期入所を受けている間又は通所による身体障害者施設支援を受けることとなっている間は、身体障害者デイサービス支援費は、算定しない。

- 3 身体障害者短期入所支援費(1日につき)
 - イ 区分 1 8,020円
 - ロ 区分 2 7,220円
 - ハ 区分 3 6,860円

注 1 指定短期入所事業所(指定居宅支援等基準第66条に規定する指定短期入所事業所をいう。以下同じ。))において指定短期入所(指定居宅支援等基準第64条に規定する指定短期入所をいう。以下同じ。))を行った場合に、利用者の障害の程度に応じて別に厚生労働大臣が定める区分に応じ、それぞれ所定額を算定する。ただし、医師により別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた遷延性意識障害者若しくはこれに準ずる者又は医師により筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有すると診断された者に対し、医療機関である指定短期入所事業所において、指定短期入所を行った場合は、所定額にかかわらず、1日につき14,360円を算定する。

- 2 利用者の心身の状況、介護を行う者の状況等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所事業所との間の送迎を行った場合は、片道につき1,860円を所定額に加算する。
- 3 利用者が通所による身体障害者施設支援を受けている間は、身体障害者短期入所支援費は、算定しない。

○豊州労働福祉センター
 身体障害者福祉会(昭和三十四年法律第一四八号)第二十七条の十第一項第一号及び社会福祉の推進のための社会福祉事業法の第一節を改正する等の法律(平成十一年法律第五十一号)第四十一條第一項の改正に關し、身体障害者福祉会に關し、指定施設支援に關する費用の算定に關する標準(平成十一年豊州労働福祉センター(十八号)の第一節を改正するものに出す)平成十一年四月一日から適用する。ただし、平成十一年四月に提供された指定施設支援に關する費用の算定にこのこと按、な給從額に例する。
 平成十六年三月三十一日 豊州労働大臣 坂口 一
 記帳を次のものに定める。

別表
 身体障害者施設訓練等支援費額算定表

通則

1 指定施設支援に要する費用の額は、第1の1(注3を除く。)、第2の1(注3から注7までを除く。又は第3の1(注2を除く。))により算定する額に別に厚生労働大臣が定める割合を乗じて得た額に、第1の1(注3に限る。)、2及び3、第2の1(注3から注7までに限る。)、2及び3又は第3の1(注2に限る。)、2及び3により算定する額を加えた額とする。ただし、月の途中で入所又は退所した入所者に係る当該月の分の指定施設支援に要する費用の額は、次の算式により算定するものとする。

算式
 (第1の1(注3を除く。)、第2の1(注3から注7までを除く。))又は第3の1(注2を除く。))により算定する額×別に厚生労働大臣が定める割合+第1の1(注3に限る。)、第2の1(注3から注7までに限る。))又は第3の1(注2に限る。))により算定する額)

$$\times \frac{\text{当該月の入所日以降又は退所日以前の日数}}{\text{当該月の日数}}$$
 +第1の2及び3、第2の2及び3又は第3の2及び3により算定する額

2 1の規定により指定施設支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に百円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。

- 第1 身体障害者更生施設支援
 - 1 身体障害者更生施設支援費(1月につき)
 - イ 指定内部障害者更生施設以外の施設の場合
 - (1) 入所による指定施設支援を行う場合
 - (一) 入所定員(通所による入所者の定員を除く。以下同じ。))が40人以下の場合
 - a 区分A 355,000円
 - b 区分B 295,900円
 - c 区分C 260,300円
 - (二) 入所定員が41人以上60人以下の場合
 - a 区分A 277,000円
 - b 区分B 228,700円
 - c 区分C 189,300円